

令和 7 年 6 月 1 2 日 開 会

令和 7 年 6 月 1 2 日 閉 会

令 和 7 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和 7 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 3 号

令和 7 年 第 2 回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 4 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 7 年 6 月 1 2 日（木）

2. 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）午前 9 時 3 0 分

閉 会 令和 7 年 6 月 1 2 日（木曜日）午後 2 時 1 5 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	6 月 1 2 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	×
9	三 木 卓	○
10	中 松 和 彦	○
11	藤 本 傳 夫	○
12	安 井 信 之	○
13	鍋 谷 真 由 美	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	古 郷 勉	○
参事兼 企画財政課長	川宿田 光 憲	○
参事兼 建設課長	三 木 宜 紀	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介護保険施設事務長	出 水 安 則	○
こ ども 教 育 課 長	小 野 努	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	弓 木 和 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平野 明 子
書 記 森上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和7年第2回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月12日（木）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 7名
- 第4 議案第61号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第5 議案第62号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第6 議案第63号 小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第7 議案第64号 教育委員の任命につき同意を求めることについて（町長提出）
- 第8 議案第65号 北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第9 請願第1号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願書
- 第10 請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告並びに討論及び採決
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員会委員長提出）
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会委員長提出）
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員会委員長提出）

開会 午前9時28分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

傍聴席の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月4日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和7年第2回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、補正予算の審議2件、条例案件1件、人事案件1件、契約案件1件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 本日の欠席届出議員は8番中川光秋議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、2月26日以降、6月3日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査の結果報告3件、並びに町長からの令和6年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、10番中松和彦議員、11番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のために、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、2つのことについて、町長、教育長の意見を伺いたいと思います。

まず最初に、子育て支援の継続をどう考えるかということで、子育て支援は、国のみならず地方においても重要な課題だと考えます。

5月の初旬に中山の人より、地区の児童が放課後児童クラブに受け入れられず困っているとの話がありました。現在、受け入れられる状況に至ったとの報告がありましたが、年度当初からそうあるべきものだと思います。子育て中の保護者にとっては、受け入れされることを前提に生活設計が図られていると考えます。

どのような過程で受け入れをしているのか、教育長にお伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 安井議員から、子育て支援の継続についてご質問をいただきました。

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を放課後に預かり、適切な遊びと生活の場を提供する事業になります。共働き世帯が増加していることなどにより需要が高まっているものと認識しておりますが、利用者数は、年度によって相当のばらつきがあります。

一方で、指導員の確保が困難な状況であり、池田放課後児童クラブは、令和5年度末で指導員登録者9人のうち7人が高齢等の理由で退職することを受けて、運営が困難になると判断し、令和6年度より社会福祉法人清見福祉協会に委託をしております。

令和6年度当初は、3人の指導員を配置し、利用者は30人でした。令和7年度も同様に30人程度を想定しておりましたが、申込者数が42人で、清見福祉協会と受入れ人数の検討を行い、3年生までの38人を受け入れております。これにより、4月当初に通年利用の4人が待機児童となったことは、希望する児童、保護者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしました。その後、指導員1名を確保できたため、6月から通年利用の4人を追加で受け入れ、現在利用者42人となっており、希望者全員が利用できております。

また、長期休暇利用希望者が7名おりますので、夏休みが始まるまでに待機児童が発生することがないように、清見福祉協会と連携し、取り組んでまいります。

一方、内海放課後児童クラブは、利用予定者95名でしたが、108名の申込みがあり、これについては、清見福祉協会と指導員の配置を調整した結果、108人全員の受入れができております。

待機児童の発生は職員の不足が原因であり、様々な職種で人材不足の中、不規則勤務となる指導員の確保は困難であることもご理解をいただきたいと思います。

今後も、清見福祉協会と連携し、指導員の確保に努めるとともに、待機児童が発生しないよう、また子供たちが放課後を安心・安全に過ごすことができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 今の答弁を聞きよったら、いうたら、予想でこれぐらいやろうという感じかなというふうに思うんです。いうたら、年度が始まる前に調査なりは行っていないんですか。調査をやったとったら、それなりの対応は事前にできると思うんですが。

以前は3年生までというふうなことでしたが、6年生まで放課後児童をできるようにした経緯がありますので、その辺はもう保護者の方というんは、もう預かってもらえるもん



やというふうな形で自分の働き方なりを考えていきよんかなと思っておりますので、その辺はどうなんですか、お伺いします。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 4月入所の調査については、多分2月頃に実施していると思います。それを受けて指導員の調整をすることになるんですが、先ほども言いましたように、人材確保いうんは、急に1か月、2か月でなかなか確保できないこともありまして、結果的に追加の1名が確保できるのがこの6月になって、それに合わせて全員の受入れをしたという経緯になります。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 2月頃で、一、二か月で対応できないんやったら、もうちょっと前に対応するべきものかなと思っております、調査なりを。そうすると、期間がありますから、その分の対応はできるんかなと思っております。

いうたら、子供を育てるには大変なお金も要りますし、労力も要りますけど、それは未来の自分たちを守るためにやりよるようなことですから、その辺は重々検討し、人員が確保できる体制で、調査なりをして対応していただきたいと思っております。よろしくお伺いします。

次に、移動困難者対策はどんな展開になっているのかということです。

町長就任時に、移動困難者支援の実証実験として地域循環バスの運行を行ったが、乗車数が少数で運用に至らなかったということになっております。

以前にもシニアカー等の使用を考えてみてはと提案しましたが、現在どのような状況にあるのか伺いたいと思います。また、就任時からの思いを実現しようとの考えは変わらないのか伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、移動困難者対策についてご質問をいただきました。

私がこれまでの答弁や施政方針において申し上げたとおり、公共交通の確保あるいは移動困難者の足の確保は、住民の暮らしや観光客の移動に直結し、小豆島の持続性に欠かれないものであると考えており、私の考えは就任当時と変わってはおられません。

バス停から遠いエリアに住む方の移動手段をどのように確保すべきかという課題に対して、私自ら視察を行うなど、以前からオンデマンド交通を検討しており、交通事業者と事あるごとに価格交渉を行っておりますが、依然として協力が得られていないのが現状であ

ります。

また、議員ご提案のシニアカーにつきましては、担当課が地域と意見交換を始めており、シニアカーのニーズを把握するアンケート調査の実施に向けて準備を進めております。住民の皆様の率直な意見を伺いつつ、本町において実現可能でかつ持続性のある移動手段について、オンデマンド交通やシニアカー、タクシーチケットなど幅広く検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、シニアカーの詳細については、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、シニアカーについてお答えをいたします。

シニアカーは、運転免許も要らず運転が容易で、荷物の持ち運びが不要であることから、高齢者の移動手段として重宝している方もおられます。また、高齢者の移動をサポートするほか、外出を促し、社会参加を促進するとともに、生活の質を高めるという側面を持っています。

一方で、使い方によっては高齢者の身体機能の低下を招くおそれもあり、実際に身体機能の低下を懸念し、購入を控えるといった方もおいでと一部の総代から伺っております。

住み慣れた地域で安心して年を重ねることのできる社会、年を取ってからでも幸せに暮らすことのできる社会の実現のため、健康寿命の延伸と地域力の向上を目指している中で、シニアカーの導入は一長一短があり慎重に検討する必要があることから、まずはニーズを深掘りするアンケート調査を実施し、住民の率直なご意見を伺いつつ、真に必要な公共交通施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、安井議員から以前に私のほうにご提言を賜りましたシニアカーを町のほうで購入し、その貸出し、充電など管理運営を地元自治会で担っていただけないかと地元にご相談いたしましたが、相当の負担となることから、総代からお断りをされましたので、仮にシニアカーを導入するとなれば、レンタル料金に対し町が助成する方法が考えられます。

しかしながら、内海地区小学校統合事業をはじめ、改良住宅の更新など、今後極めて大型の事業が控えていることから、町財政への影響についても十分に調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 最後のほうで財政的な部分のお話が出ましたが、それを言い出すと何ちゃせんというふうなことになりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

いうたら、シニアカーにせんでも、今電動付の自転車、三輪車みたいなやつありますよね。あれでの検討もしていく必要性はあるのかなと、というとは、介護保険なりでシニアカーの補助というなんはあったと思います。それに至らんで健康な方では、電動アシスト的な部分での対応をやったらちょっとでも運動になりますし、そういうような部分も検討していくべきものかなと思っております。

それと、いうたら、最初にやって、アンケートをやるのがちょっと遅過ぎるんじゃないかなというふうな感じがします。タクシーチケットかそういうんな部分でなってくると、ほかの高齢者の人にも対応せんといかんような大きな話になってきますんで、近場の移動に関してはそういうな部分で対応していくいうふうな形で検討したらいいのかなと思っておりますが、そのアンケートの調査がちょっと遅れた経緯はどういうふうな形になっとるんか、お伺ひしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） アンケートが遅れた理由でございますけれども、私の頭の中で、高齢者の身体機能、こちらを随分心配してなかなか踏み込めなかったところがございます。

ただ一方で、全国の事例を調べてみますと、例えば大分県の豊後高田市、こちらのほうでは、シニアカーのレンタル、月額千円の助成というようにもやっておりますし、あるいは購入に対しての補助、こういったものもやっておられる自治体もございますので、まずはバス停から遠いエリアに住む方がどういったお考えでおられるんかというのをしっかりと把握させていただき、今後の施策につなげてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 財政問題もあると思いますが、前向きな形での対応をお願いしたいと思います。以上です。

---

○議長（谷 康男君） 2番高尾豊弘議員。

○2番（高尾豊弘君） 2番高尾です。私は1問質問させていただきます。

ペロブスカイト太陽電池の実証は。

次世代の再生可能エネルギー拡大に向けた取り組みの中で、ペロブスカイト太陽電池があります。日本政府も早期の社会実装を目指し、産業界や研究機関からも大きな期待が寄せられています。

我が町では、平地面積が少なく、従来のシリコン型太陽電池を設置するには限りがあり、課題もあります。一方、フィルム型ペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟性があり、従来は設置が難しかった場所に適応できる可能性が高いことから、再エネ導入量を拡大できる有力な選択肢として期待されています。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーを利用した持続可能なまちづくり施策を行うためには、ペロブスカイト太陽電池の実証が必要と考えますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高尾議員から、ペロブスカイト太陽電池の実証についてご提案をいただきました。

議員ご指摘のとおり、ペロブスカイト太陽電池は、次世代の太陽電池と呼ばれておりまして、極めて薄いフィルムにペロブスカイトと呼ばれる物質を塗ることで発電につながる仕組みで、これまでの太陽光パネルと比べ、軽くて薄く、曲げられることから、ビルの壁などにも設置できるのが特徴でございます。ペロブスカイトの主な原材料となるヨウ素の日本での生産量は世界第2位と、国内での調達が可能なることも強みでありまして、サプライチェーンの強化やエネルギーの安定供給にもつながると期待されております。関西を中心に、大手民間企業が技術開発を加速させております。

こうしたことから、政府は、ペロブスカイト太陽電池の発電能力を2040年までには原発20基分に相当するおよそ20ギガワットまで引き上げるという目標を打ち出しており、量産への支援などを通じて従来の太陽光発電と比べて割高な発電コストを抑え、実用化への道筋をつけたいとしております。

現在開催中の大阪・関西万博におきまして、ペロブスカイト太陽電池が、万博会場の交通ターミナルの丸みを帯びた屋根の上、約250メートルにわたって、257枚のフィルム状の太陽電池が敷き詰められております。ペロブスカイト太陽電池をめぐっては、国内各地で実証実験が行われておりますが、これだけ多くの枚数を設置するのは国内では初めてということで、発電した電力は交通ターミナルの夜間照明に活用されております。

大阪・関西万博の終了後には、このフィルム型ペロブスカイト太陽電池250メートルのうち、200メートルが香川県、残り50メートルのうち各25メートルを小豆島町と土庄町

へ、屋根と柱を含め蓄電池とともに寄贈いただくことになっております。町内の施設に移設し、従来の太陽光パネルの発電能力やコストと比較検証してまいりたいと考えております。

今後も、カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーを利用した持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○２番（高尾豊弘君） 寄贈されることは、大変ありがたいことと思います。

ペロブスカイト太陽電池と蓄電池の設置場所は。

また、せっかくの機会であり、夜間照明や電動自転車の充電など、地域住民や観光客、観光振興に寄与できる場所への設置が望ましいと考えますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 今後、屋根と柱及び蓄電池を含めた大きさや重さ、設置方法等の詳細が分かり次第、設置場所を決定してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 高尾議員。

○２番（高尾豊弘君） 今年、大阪に工場、量産できる設備投資が始まりました。2028年頃には量産できると聞いています。町長答弁にもありましたように、政府も20ギガワット、原発20基分の導入を目標にしています。

将来は、我が町では、避難所、防災拠点や体育館など、まずは公共の施設への実装を期待し、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） ４番川井茂議員。

○４番（川井 茂君） ４番川井です。失礼いたします。私は、今回２点ほど質問をさせていただきます。

まず、１点目、防災行政無線等の災害情報伝達手段においてお伺いします。

防災行政無線は、大規模災害時において、町民の生命を守る重要な情報伝達手段の一つであります。我が町は、令和６年から７年の２年間で、約12億円を投入して防災行政無線整備の更新事業が進められています。計画に見合った効果を期待したいと思います。

そこで、次の５点について質問させていただきます。

まず、１点目、防災行政無線の現在の設置状況及び進捗状況を教えてください。

２つ目、屋外拡声子局や戸別受信機が聞き取れないという高齢者の声も多く、今後屋外拡声子局の音達シミュレーションや戸別受信機のアンケート調査も必要と思われますが、

利用状況を改善していく上でどのような対応をしていくのか、お尋ねいたします。

3点目、戸別受信機の配備については、町民からの申出が必要で、申請のあった家庭のみ設置と聞いていますが、高齢者や見守りの必要な方々など申請が困難な方へはどのように対応していくのでしょうか。

そして、4点目です。設置後、管理運営体制、また特に戸別受信機の保守、点検はどのように進めていくのでしょうか。

5点目、今では、多くの町民がスマートフォンを利用しています。屋外拡声子局や戸別受信機と並行して、スマートフォンへのメール配信サービス、防災アプリの導入は具体的にどのように進めるのかということで、この5点をお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から、防災行政無線等の災害情報伝達手段についてご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、町防災行政無線は、住民の方に対して避難指示等の防災情報や行政情報をお伝えする上で欠かせない情報伝達手段であります。

現在の防災行政無線の機器は、十数年が経過し、劣化が進んでおりますことから、令和6年度から2か年をかけて更新作業を行っております。今回の更新では、スマートフォン等を活用した文字表示での情報伝達を整備することにより、情報伝達手段の多重化に取り組んでおります。

局地化、激甚化する自然災害は、私たちの想像を超える影響を及ぼしており、我々の生活する小豆島町でも例外ではなく、町民の尊い生命と貴重な財産を守るため、防災対策は大変重要となっております。いつ来てもおかしくない災害に備え、今回の防災行政無線更新をはじめ、防災力の向上を目指した体制づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 川井議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町防災行政無線の設置状況と工事の進捗状況についてでございます。

今回、町防災行政無線整備事業では、親局、中継局、屋外子局等全76局の設置と戸別受信機約6,000台の設置を予定しております。

進捗状況でございますが、各種機器の工場製造がおおむね完了に近づいており、親局、

中継局、再送信子局、屋外子局の現地工事を行っているところでございます。また、戸別受信機につきましては、8月頃から来年の2月頃までの間で更新を予定しており、5月末時点の工事全体の進捗率は約50%と、計画どおりに進んでいるところでございます。

続きまして、2点目の利用状況を改善していく上での対応についてでございます。

屋外拡声子局や戸別受信機が聞きづらいという方への対応としましては、屋外子局の音達シミュレーション、つまり音が聞こえる範囲の調査を実施し、この調査の結果を基に屋外子局の設置を進めております。今後、場所によっては変更が生じる場合も出てくると思われませんが、地元自治会と協議しながら調整を行ってまいります。また、戸別受信機につきましては、工事訪問時に音量調節や設置場所の変更などの調整をさせていただくこととしております。

議員ご提案のアンケート調査につきましては、特に予定はしておりませんが、既に一部の地区からのご意見、ご要望を伺っており、引き続き、ご意見、ご要望等ございましたら調整できる範囲で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3点目の戸別受信機の配置申請が困難な方への対応についてでございます。

現在の戸別受信機につきましては、無償で全戸貸与としておりますが、不在が多いことや屋外子局が近いことなどを理由に貸与を希望されない方、電源を切って使用しない方、燃やせないごみで捨てられてしまう事例もございましたので、今回の更新に当たっては、必要な方に申請していただいた上で貸与させていただきます。

議員ご指摘のとおり、高齢者や見守りの必要な方など申請が困難な方もいらっしゃると思いますので、町広報紙やホームページ、防災行政無線の放送による周知に加え、より身近な各自治会の回覧板等での周知や民生委員、ケアマネジャー、訪問看護の方のご協力もお願いしたいと考えております。また、紙の申請以外に、昨年度導入した電子申請システムを活用して、来庁されることなく携帯電話等からも申請できるようにすることで負担を軽減したいと考えております。

続きまして、4点目の設置後の戸別受信機の保守、点検についてでございます。

親局、中継局、屋外再送信子局につきましては、町役場にある検知機能により平時確認するとともに、構築業者による定期点検を行うこととしております。戸別受信機の点検につきましては、試験放送により利用者の皆様にご確認いただき、故障、不具合等がありましたら対応させていただきます。

最後に、5点目のメール配信サービス、防災アプリの導入についてでございます。

今回の更新では、町長の答弁にもありましたように、従来の防災行政無線の更新に加え、文字情報による情報配信機能を追加いたします。防災行政無線に流れている情報と同一内容をメールでお伝えする機能でございますが、年度末頃を予定しております。

また、防災アプリにつきましては、県が整備している香川県防災ナビやヤフー防災等がございますので、町独自で新たに防災用のアプリを作成する予定はございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 1問目の戸別受信機が8月から来年の2月までというふうに承りました。8月だったら、今はもう現在6月の半ばですから、ちょっと町民へのお伝えが遅いんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 現在、受信機の受信の柱を設置中でございます。戸別受信機については、自治会ごとに日程を決めて整備をしていくというような流れになっていきますが、間もなくもう柱の設置が終わりますので、それに合わせまして戸別受信機の設置の周知をしてまいりたいというふうに考えております。

若干周知のほうが遅れているというご意見につきましては、対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 町へ出ますと、なかなか皆さんまだ周知されてないので、心の準備も必要かなというふうに思わせていただきました。

続いて、2点目なんですけれども、アンケート調査は実施しないというような声を聞きました。

戸別受信機については、先月から私、地元のサロンのほうへ何か所か出させていただいて、いろんな声を聞かせてもらいました。本当にもろもろ出てきます。その中で、ある方にお伺いしたんですけれども、アンケート調査、これは全戸のアンケートまた全町民のアンケートじゃなくって、抽出したアンケート調査またサンプリング調査など、パブリックコメントがあったほうがもっともっと効果的な機器になっていくんじゃないかなと思うんですが、その点、考慮の余地はありますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 答弁したように予定はしておりませんでした、パブコメ等



したほうがより丁寧な対応ができるのではないかというご指摘でございますので、今後ちょっと検討させていただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 検討のほう、よろしくお願いいたします。

続いて、3問目の戸別受信機の申請の件ですけれども、これもある地区の老人会の代表の方に投げてみました。そしたら、こうおっしゃいました。自治会や民生委員さん、訪問介護の方にそれぞれお願いしても、それでも漏れる人が出てくる。本来、その漏れるような方々に一番必要な受信機ではないか。私なら自治会でまとめて全戸の申請手続をするよう希望するだろうと、こういう意見でした。

もともとだと、私も自治会の代表の経験があります。確かに、届かないところの方に届けるには、やはり自治会単位で、私だったらもう庶務にお願いして、全民の戸別受信機の配備を取るんじゃないかなというふうに思わせてもらいました。これは、行政防災無線の行政を重んじるのか、防災無線を重んじるのかによって、随分取り組みが変わってくるんじゃないかなというふうに思わせてもらいます。

我が町では、今独り暮らしの高齢者が1,200人と聞きます。ということは、10人に1人が独り暮らしの高齢者ということになります。そんなところを考えると、やはりある人の提案でありましたけれども、全戸に配布する前提として、防災アプリなどを使う方々、受信機の必要のない方に不必要ですっていうふうに逆に申請してもらおうというふうな声がありました。私は、ああ、これいいねっていうボタンを押しましたが、そんなところで、全戸に配布する前提で必要のない方だけ不必要ですっていうふうに申請いただくという考え方で、検討の余地はないでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 現時点で、申請につきましては希望される方ということで準備を進めておるところでございます。

まず、自治会単位でまとめて申請っていうことにつきましては、自治会の協力が得られるかどうかでありますとかそういったことを確認した上で、可能であればそういう対応も考えてまいりたいというふうに思います。

希望しない方の申請っていうのは今のところ考えていなかったもので、少しまた検討してみたいとは思いますが、現時点では、希望される方の申請としたいというふうに思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） もう一度確認します。私は、全戸へ配布する前提の下に、そして不必要なところは必要はありませんよっていう申請をいただくという提案ですが、これに対して検討は難しいでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 貴重なご意見、ありがとうございます。

全戸配布っていうのが、全世帯へ伝えるということが前提でございますので、全戸配布に向けて、希望しない人からの申請という方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。本当に、有事の際に命を守るという防災無線というところのウェイトを考えると、丁寧なほうがいいかなというふうに思わせていただきます。

じゃ続いて、4番目、戸別受信機の不具合とか故障がよく耳にされます。その場合、もう古くなっているんで、確かに難しいんですけども、町民の皆さんも対応に困っておりますということで、もう押し入れに放り込んどるとかもう電源切ってるとか、先ほど答弁がありましたもう燃えないごみで出してるとかというケースがよくあります。

そこで、1つ提案なんですけれども、戸別受信機には、今度は新しくなるとは思うんですけども、管理番号っていうのが貼ってあります。私、そこに1つ、故障、不具合相談は総務課へっていう、そしてそこへ危機管理室の電話番号を入れて、そして貼っておけば、もう本当に手に届かないというか、もうどうしようもない方々がそこへ電話をくださって、そこで電池が切れているとか本当に線が切れているのか、不具合が見つかったら、本当に有事の際に必要なになってくるんじゃないかなというふうに思わせていただいております。この点、検討の余地はありますかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 戸別受信機の不具合、修理等が必要になった場合の連絡先を戸別受信機に貼ってはどうかというご提案です。

これにつきましては、対応できるように準備を進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、5点目の質問で、アプリの件ですけれども、先般、今月3日でしたか、3階のそちらで町の職員を対象に避難所担当者説明会っていうのがありまして、私も出させて

もらいました。

そこで教えていただいたのが、防災アプリ、香川防災ナビまたヤフー防災速報、それから中国電力停電情報アプリというのを見せていただきまして、私はその場でもう早速3つ入れました。そしたら、数日前の雨でもう早くも注意報が出てまいりました。これ、いいなと思いました。私は降水量20ミリで入れてたから頻繁になったんですけども、あれも調整できて、50ミリとか80とか100ミリとか、その場所によって調整できる、本当にこれはいいなと思ったんですけども、これ、町民の皆さん、もうほとんど皆さんお持ちですので、こんなの入れてあげたらいいんですけども、問題は、それをインストールする方法、また設定する方法にちょっと難があるかなと思うんですけども、何かいい方法はあるか考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 防災アプリにつきましては、2次元コード、QRコードからダウンロードするっていうのが一番一般的かなというふうに思います。その2次元コードの提供といいますか、紹介っていうのがどういった形でできるか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） ありがとうございます。以上、5点のほど、いろいろと話を聞かせていただきました。

今回気になったのは、やはり12億円を投入するということで、ハードの面だけでなくってソフトの面、また町民の皆さんの防災の思いっていうか防災への関心度、これも一緒に相乗効果として持ち上げていく、また相互進展させていくっていうのが理想かなというふうに思わせていただくところから質問をさせていただきました。ありがとうございました。

続いて、2点目に入らせていただきます。

2点目、小学校統合によって廃校となる3つの小学校の活用計画についてお伺いします。

昨年9月の議会で、廃校利活用の質問に地元と協議しながら検討していきますよと答えていただきました。

その中から、廃校の活用計画は、地域住民、自治会、PTAなど関係者に対して、早い段階から丁寧に情報を共有し、意見交換の場を設けることが不可欠です。また、一方的な計画ではなく、地域住民の意向を尊重し、共につくり上げていく姿勢が重要だと考えます。

が、今後どのように進めていくのか、計画がありましたらお尋ねいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から、小学校統合後に廃校となる3小学校の跡地利用についてご質問をいただきました。

小学校統合後は、内海地区の認定こども園の整備を進める必要があります。建設用地の候補地としてある程度まとまった土地が必要なことから、3小学校の跡地が考えられます。今後、小豆島町総合教育会議において、こども園の整備について協議を行い、早い時期に建設場所を決定したいと考えております。例えば、こども園建設が1つの学校跡地に決定すれば、跡地利用は残りの2校について検討していくことになります。

以上を踏まえまして、現時点で、内海地区3小学校の施設について、校舎は安田が建築後55年、星城59年、苗羽66年となっております。耐震補強は実施しておりますが、老朽化が非常に進行しておりますので、利活用の目的によつての改修工事が必要なこと、また長期間の利用が困難なことから、有効な利活用は校舎自体は難しいというふうに考えております。このため、施設管理者としては、防犯上や防災上の観点から、早い時期に解体することも選択肢として考えております。

一方で、学校施設の解体処分は大変費用がかかり、補助金等は原則利用できませんので、全国で多くの廃校施設が解体できないまま残されてしまい、防災上の大きな問題となっている事例もございます。これを受けて、総務省は、財政支援制度を改正し、施設統合後5年以内であれば除却費用に対しても交付税措置のある有利な起債が利用できるようになりました。これは、令和4年度から8年度までの時限制度ですが、継続の可能性が十分にあると思っておりますので、今後の動向を見極めながら活用を検討したいというふうに考えております。

また、体育館については、苗羽は建築後26年ですが、安田が55年、星城は59年が経過しております。しかし、社会体育施設としての利用も見込まれておりますし、3小学校とも地域の避難所に指定されておりますので、防災計画等と併せて総合的に利用計画の検討を進めていく必要があると考えております。

今後、地域の皆様としっかり対話を重ね、丁寧に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員におかれましては、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。

実は、幼稚園も現在星城幼稚園へ3つの幼稚園がということで、小学校だけでなくって

幼稚園の跡地もこれからまた視野に入れなければならないというところから、このお尋ねをさせていただきました。

地元の方々ともいろいろ声を拾いまして、また相談をさせていただきたいなというふう  
に考えておりますので、こちらこそ、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。あ  
りがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 7 番高橋淳議員。

○7 番（高橋 淳君） 7 番高橋です。私、3 つ質問させていただきます。

まず初めに、企業誘致の推進をということです。

今年度予算で、企業誘致促進事業として650万円の予算を計上され、町内に工場等を新  
増設したいという事業者さんに対して補助金を設定すると、町長さんも、積極的に企業誘  
致に取り組まれる姿勢かなと思っております。

4 月に開かれた池田知事と語る会で、草壁港の県の埋立地に企業誘致をぜひお願いした  
いというような意見が出たと思いますけれども、企業誘致に積極的な池田香川県知事と共  
に企業誘致に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、町長の見解を聞かせてく  
ださい。

また、企業誘致の取り組みの現状の公表できることがありましたらお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から、企業誘致の推進に関するご質問をいただきました。

令和7年度の施政方針で申し上げたとおり、本年4月より小豆島町企業立地促進条例を  
施行し、投資規模や雇用人数など一定の条件を満たす事業所等を新たに町内に立地した場  
合の助成制度を創設いたしました。

申し上げるまでもなく、企業誘致がもたらす経済効果は、固定資産税や法人税の増収だ  
けでなく、新規雇用の創出や様々な分野への波及効果が期待できることから、このたびの  
制度創設を契機に、これまで以上に積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えてお  
ります。

ご指摘の4月に開催された池田知事と語る会 i n 小豆島については、私も出席しており  
ましたので、草壁港埋立地への企業誘致のご意見があったことは承知いたしております。

草壁港埋立地につきましては、公共下水道の終末処理場などへの活用と完成後の用地買  
取りを前提とした旧内海町の要望を受けて、平成10年から香川県が埋立を進めてきたとこ

ろでございますが、公共下水道計画の断念により町への売却や活用のめどが立たなくなったことから、平成28年に、県が島内企業や島内に工場等を有する企業、オリーブ関連企業等を対象に草壁港埋立地への立地意向調査を行っております。その結果、町内の食品製造企業1社が工場立地の意向をお示しになったため、当該企業への部分売却に向けて、埋立地内の道路整備や水道の引込み工事を実施し、平成31年に東側の約3.1ヘクタールを部分竣工いたしました。地盤が軟弱なことなどから、結果的に工場立地は実現いたしませんでした。

現在、県におきましては、せとうち企業誘致100プランを指針として、積極的な企業誘致活動を展開しており、そのアクションプランの中で、草壁港埋立地と高松港朝日地区の2か所が既設県管理港湾埋立地の一層の活用を図るエリアとしてホームページにも公表されております。こうした情報を目にした企業に進出を検討していただければ大変ありがたいと思いますが、液状化のおそれがある埋立地で軟弱な地盤、塩害を嫌う業種や大量の水を必要とする業種には向かないこと、また住宅地が近いと騒音や悪臭への配慮が必要なことなど、草壁港埋立地の諸条件を考えると、企業誘致はそう簡単ではないと考えております。

一方で、内海湾の美しい景観、静穏な海域、国道に近いウォーターフロントの広大な土地、徒歩圏内に商業施設を有することなど、草壁港埋立地の優位性が生かせる業種であれば企業誘致の可能性が十分にあると思いますので、町長就任以来、投資余力のある島外の民間企業にお会いする際には、航空写真や図面を持参して草壁港埋立地の活用を働きかけてきたところでございます。

また、県有地の草壁港埋立地に限らず、完成から40年以上になる池田港埋立地をはじめ、町内の活用可能な町有地や民有地についても、同様に民間企業へのPRに努めてきたところでございます。幸い、東京から九州まで、小豆島への進出に興味を持っていただいている民間企業が複数ございますので、今後ともこうした民間企業との対話の中で企業誘致の働きかけを強めてまいりたいと考えております。

なお、草壁港埋立地につきましては、県有地であると同時に、全体の埋立てが完了していない現状でありますので、香川県と緊密に連携を図りながら企業誘致に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。いろいろと本当努力いただいているということがよく分かります。草壁港の立地を生かせるようなところだったら誘致したいとい

うことなんで、ぜひよろしくお願いします。

あと、同じようなことをいつも言うんですけど、島の現状を考えたら、まずオーリーバスの運転手がいないと、要するに、各界で人手不足です。

平成31年4月1日に小豆島町の人口が1万4,627人で、6年後の平成7年4月1日には1万2,943人と、6年間で1,684人減少してます。平成30年度の新生児、これ、73人だったんですけれども、6年には39人と半数近くになってきております。このままでは、小豆島は非常に衰退していく可能性があるんじゃないかと危惧しております。

町と島を活性化させるには、産業の振興が不可欠です。当然ながら、産業が発展すれば雇用が生まれ、人口が増えて町が発展していきます。島と町の存続と発展のための一つの方策として、企業誘致が必要だと思いますので、いろいろと町長さん、努力されていると思うんですけれども、企業誘致の実現を、できたら広い敷地のある草壁港の埋立地への誘致をぜひ実現させるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、2つ目の質問です。学校の校庭の草抜きはということです。

町内全ての小学校、中学校の校庭をある人に言われましてずっと見て回りました。草の生え具合に程度の差はあるんですけれども、いずれの学校もグラウンドはきれいになると、しかしながら学校内の周辺は草が生い茂っているような状況です。掃除の時間に先生と生徒、あと参観日には保護者、地域のボランティアといろんな方が草抜きしているようですけれども、生徒と先生も減つてると、保護者も減っている、ボランティアも少なくなっているというような状況で、草抜きが追いつかずに、草が生い茂っておるような状況になってます。

校庭に草が生えているというような状況は、子供たちに決していい影響を与えないと思うんですけれども、このような状況について、教育長、どのようにお考えか、また学校の美化いうんですかね、その対策をお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 高橋議員から、校庭の草抜きについてご質問をいただきました。

各学校の校庭等の草抜きについては、清掃の時間を活用したり、教職員と児童・生徒が協力して校内外の環境美化に取り組んでいるところです。また、ご質問にもありましたように、保護者参観日や各行事においては、保護者の皆様にもご協力をいただいております。さらには地域のボランティアの方々にも、日頃より学校環境の維持、美化のために多くのご尽力をいただいております。

しかし、近年の少子・高齢化の進行に伴う児童・生徒数や教職員数が減少する中で、1校当たりにかかる負担はますます大きくなってきております。加えて、地域全体で高齢化が進み、従来学校の除草や環境整備を支えてくださっていた地域ボランティアの方々の数も減少傾向にあります。現状として、以前であれば人の手によって何とか維持ができていた草刈りなどの作業が近年では追いつかなくなっております。特に、梅雨から夏場にかけての雑草の成長は非常に速く、十分な除草ができないまま、ご指摘いただいたように校庭や周辺の緑地が雑草に覆われている学校も見受けられる状況にあります。

子供たちが安心して学び、健やかに成長できる環境づくりは、教育委員会といたしましても、重要な責務の一つであり、この状況を改善する必要があると考えております。

1つの対策として、令和6年度末に乗用型草刈り機を新たに導入いたしましたので、運動場周辺など広範囲の除草において効率的な作業が可能になると考えております。今後は、各学校において、敷地面積や草の繁殖状況、使用頻度等を踏まえながら、乗用草刈り機の有効な活用を図っていきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き地域の皆様のご協力をいただきながら、児童・生徒が安心して学べる環境づくりに努めてまいりますので、議員の皆様におかれましてもご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） 今本当に人が減ってるので、いろんな意味で校庭の草刈りというのは大変だと思います。ただ、やっぱりきれいな環境でなければいい教育はできない、いい生徒は育たないということだと思んですが、統合した内海小学校で、用務員さん、今1人なんですけど、統合した後2人体制になると、1人は草抜きとか学校の整備をするというふうにお聞きしているんですけども、用務員さんを増やすような予定はあるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 新しい内海小学校の施設の管理につきましては、今ご質問がありましたように、用務員として最低限女性1名、男性1名の体制で、9年度の開校に向けて、今後町長部局と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） すいません、ありがとうございます。

これ、小学校で新たに2人の、1人用務員を増やすということなんで、でもこれ実際、どういうふうな形になるのか分かりませんが、池田小学校、あと小豆島中学校の草抜



き、あと学校の整備をそういう新たに雇用した用務員さんにはお願いできないんでしょうか。教育長の見解をお聞かせください。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 内海小学校については、全体の校地面積が3万9,000平米いうことで、非常に大きな敷地になります。高木等についてはそう多くはありませんが、1名の方の配置であれば、恐らく通年を通じて施設管理がかなり必要になってくると思います。

もう逆に、1人で賄えん場合はそれ以外に、委託いうんですかね、シルバー人材センター等を活用することも考えておりますので、小豆島中学校、池田小学校については、その管理と併せて全体で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） ありがとうございます。教育長おっしゃるように、手に合わない場合は本当に外注するとか、いろんな手段取られて、学校を常にきれいな環境にしておくということが必要だと思いますんで、ぜひよろしくお願いします。

最後に、町広報に小豆島町の機構図の掲載をということです。

毎年5月の広報に、担当者の名前入りの役場の組織図が掲載されています。今年の5月号の広報には、毎年小豆島機構図として各課に所属する町職員氏名を掲載していましたが、近年の個人情報保護の観点やセキュリティー上の配慮から、職員の氏名や所属部署を掲載しないこととしましたと書かれておりまして、各課の係及び電話番号のみが記載されて、名前入りの小豆島機構図が掲載されていませんでした。

名前を掲載することによって問題が発生しているのか、また他の自治体の対応はどうか教えていただきたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 高橋議員から、町広報紙の町機構図に職員氏名が未掲載となった理由についてご質問をいただきました。

町職員の氏名の公開につきましては、個人情報保護の観点から慎重に対応しなければならないと考えております。近年、個人情報の取扱いに関する法律や条例が厳格化されておりまして、公務員の情報につきましても、ほかに漏れず、プライバシーの保護が重要視されております。このため、今年度から職員の氏名や所属を公表しないことといたしました。

具体的には、小豆島町情報公開条例では、職員の権利が不当に侵害されるおそれがある

場合には、氏名を公にすることが適切ではないとされております。例えば、新聞等で掲載される課長クラスの人事異動等、一般に明らかにすることが求められる場合を除き、職員が職氏名を公開することで個人が特定され、個人の安全やプライバシーが脅かされる可能性がある場合がございます。このような観点から、職員の職氏名を公開しないことは、町としての責任を果たすためにも重要だと考えております。

ご質問の氏名掲載による問題については、本町で発生したものではございませんが、他の自治体では、SNS上での誹謗中傷や公務員の実名をかたってなりすましアカウントを作成するなど、個人の安全やプライバシーが脅かされる事案が発生しており、今後本町においても同様の事案が発生する可能性があると考えております。

なお、県内では、職員氏名の入った機構図が広報紙に掲載されている団体はなく、土庄町でも昨年度から掲載されておりません。本町では、今年度から各課で所管する主な業務も掲載しており、県内他自治体と比べても、町の組織体制について丁寧な周知ができているものと考えております。

ちなみに、昨年度から職員の名札を平仮名の名字とローマ字表示に変更したことにつきましても、SNSの普及に伴い、個人情報容易に特定されるリスクが高まっている現代において、フルネームの名札を着用することは職員のプライバシーを侵害する可能性があるため、また外国人にも分かりやすいようにとの考えを基に、平仮名とローマ字表示としたものでございます。

今後も、よりよい職場環境を、また個人情報保護に関する法律や条例を遵守しつつ、透明性の確保と職員のプライバシー保護のバランスを考慮した情報公開を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高橋議員。

○7番（高橋 淳君） いろいろと世の中がややこしくなっていて、本当に名前、こういうん出るのが難しいような時代になってきてるんでしょうけど、役場の一つの役割としまして、町民へのサービスを提供する機関だと思います。町民と役場の距離をやっぱ縮めるということが大事だと思うんで、住民に役場を身近に感じてもらえるという必要があると思うんです。どの部署に誰がいるかというのが分かれば随分身近に感じますんで、難しいようなんですけど、時期を見まして、可能でしたら小豆島町の機構図の掲載をぜひご検討お願いしたいと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時49分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（谷 康男君） 9 番三木卓議員。

○9 番（三木 卓君） 9 番三木です。議長の許可をいただきましたので、私からは2 問質問をいたします。

まず、1 点目が、防災教育の現状と今後について質問いたします。

町長の施政方針の中に、小学1 年生から6 年生まで一貫した防災教育を実施するとありました。確認をしてみると、現状では、小学1 年生から6 年生まで一貫した防災教育を行っているのは、星城小学校のみ実施となっているという状況でありました。

近々発生すると言われている南海トラフ大地震や線状降水帯等による災害を想定して考えてみると、防災教育というのは非常に重要だと感じますが、現状では一校のみという状況は少し良くないのではないかなというふうに感じました。大きな災害の際に、一人でも多くの生命、財産を守るため、またその被害を最小限に抑えるためにも、子供の頃からの防災教育というのは非常に重要だと考えます。

できれば、各学校でしっかりと1 年生から6 年生まで一貫した防災教育を行っていただきたいと考えておりますが、現状の防災教育について、各小学校、中学校、星城、苗羽、安田、池田、小豆島中学校では、具体的にどのような防災教育を行っておりますでしょうか。また、今後各学校での防災教育についてどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から、防災教育についてご質問をいただきました。

近年、頻発する地震や線状降水帯の発生、記録的な猛暑など、私たちの周りで発生する災害は想像を超えたものとなっており、町民の皆様の貴い命と貴重な財産を守るためには、子供の頃から防災教育に取り組むことは大変重要であると認識しております。

議員のおっしゃる星城小学校での防災教育は、包括連携協定を締結しております香川大学の特任教授である長谷川修一先生による防災さんぽやふるさとを知る防災学習のことと思いますが、地域を歩きながら、その地域特有の地形や過去の災害の歴史をひもときながら防災について考える大変貴重な体験であり、こうした専門家を招いての学習は、全ての学校で実施できれば理想的と考えております。

昨年度は、香川大学側のスケジュールと各学校のスケジュールが合わず、星城小学校の

みの開催にとどまっておりますが、令和7年度は安田小学校でも実施予定となっており、今後他の学校でも可能な範囲で実施してまいりたいと考えております。

本年1月には、南海トラフ地震の発生確率が30年以内に80%に引き上げられ、いざというときに備え、ますます防災教育の重要性は高まってきており、子供たちが有事の際自分や家族の身を守ることができるよう、また地域を守る担い手として将来活躍することができるよう、今後も香川大学と一層の連携を取り、幅広く各学校において防災教育の機会が持てるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、各小・中学校の防災教育については、担当課長から説明させます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 私からは、現在各小・中学校で取り組んでいる防災教育についてご説明いたします。

現在、各小学校においては、4年生の社会科の自然災害から地域の安全を守るための諸活動や避難訓練を通して防災教育を行っております。

具体的には、子供たちが防災について興味を持って学べるよう、教材ビデオを使った授業や、竹と毛布を使って応急担架を作成し土のうを運ぶ体験や、簡易トイレを組み立てて凝固剤で水を固める体験、段ボールベッドを組み立てて横になってみる体験など、様々な体験を取り入れた授業を行っております。

また、避難訓練の際には、起震車の体験や複数の避難経路を実際に歩いてみたり、集団下校のシミュレーションを行うなど、工夫しながら実施しているところでございます。一方、中学校では、理科の自然現象を学習する授業や避難訓練を通して、地震などの災害について理解を深めております。

こうした学習を通じて子供の頃から防災意識を高めることは、被害を最小限に抑えることにつながると思っておりますので、町としましても、引き続き実施していくよう各学校に働きかけるとともに、外部講師の招聘などにつきましては協力を惜しまず対応してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 今年度から安田小学校でもスケジュール調整がうまくいってやるという方向で、一步、私が質問を提出したときから進んでいたんだなというふうに思っています、これは非常にありがたいことかなというふうに思います。

各小学校でもお聞きしていると、やはりもうカリキュラムも結構きちぎちに詰まって、じゃあ防災教育頼むわって言っても、すぐに埋められるかっていうとそこも難しいって

というお話も少し聞いてはおりますが、やはり町長の施政方針の中にあるように、非常に防災教育、今後重要になってくると思いますので、いま一度、教育長からはちょっと強めのお願いを各学校にさせていただきまして、防災教育をしっかりと、今以上の防災教育をやっていただけるようお願いをいたしたいと思います。

それでは、2問目に入ります。まずは土庄町との人事交流をついていうところで質問をいたします。

職員の人材育成の一環として、また当該自治体のやり方をよりアップデートしていくためにも、まずは土庄町との人事交流をするのはどうかと考えました。

情報はネットをたたけばすぐ手に入る時代でもありますし、ノウハウもすぐに手に入る時代ではありますが、やはり現場で試行錯誤したり、苦勞して得られる知識、知恵というのは質が全く違うものになると私は考えています。そういう意味で、類似の他団体を経験するっていうことは職員にとって非常に大きなメリットになり得るのかなというふうに考えております。さらに視野を広げていくと、全国の類似団体との交流も広げていけば、他団体のあり方を吸収し、当町のやり方もよりアップデートできる可能性も十分に高まると考えます。

例えばの話ではありますが、今後観光に力を入れていく当町、それに観光に力を入れた自治体からの職員を受け入れ、当町からは、例えば大型の工事の発注が待っているところを加味して、そのような団体に受け入れていただいて、お互いにウィン・ウィンの関係になるような人事交流が可能になっていくのではないかというふうにも考えられます。

先般、近くの行政機関で、経験値不足により発注ミスが起こったという事例も、町長もご存じのことかと思います。そのようなことが今後当町でも起こらないようにするためにも、他団体での経験というものも非常に重要になってくるのではないかと考えます。

まずは、そのファーストステップとして、土庄町との人事交流を始めるのはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 三木議員から、土庄町との人事交流についてご提案をいただきました。

人事交流は、他団体でのノウハウを習得し、職員個人のスキルアップを図ることができるだけでなく、人事交流終了後においても気軽に情報交換ができる人的ネットワークの構築などメリットのある取り組みと認識しております。

三木議員もご承知のとおり、現在土庄町との人事交流は行っておりませんが、各課、各係、それぞれの場において、ふだんから情報交換や情報共有を行い、業務手法を習得したり教え合ったりしている状況がございます。

一方で、本町と同規模の団体では、同様の業務が多く、業務手法も似通った部分が多くなります。国や県など、本町よりも大きな規模の団体との人事交流や派遣研修のほうがより専門的な知識を習得することができ、メリットが大きいと考えております。

人事交流ではありませんが、今年度から香川県自治振興課に市町連携グループが創設され、各市町の伴走職員が配置されており、小豆郡におきましても1名の伴走職員が配置されております。こういったことで、さらなる連携強化も図られておるところでございます。また、現在香川県自治振興課へ地方自治、行財政制度等の研修として1名を派遣しているほか、今後3週間程度ではございますが、税の徴収に関する実務研修として、県税事務所へ1名を派遣することとしております。また、昨年は、国の内閣府へも1名職員を派遣しておったところでございます。当面はこうした取り組みを継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） 様々な箇所に派遣をしていっているというところで、やはりそこで得られる知識とか横のつながりっていうところも含めて非常にいいかなというふうに思います。土庄町とも情報交換であったり共有を行っているということですが、交流をする、現場に入り込むっていうところで得られるものっていうのは、やはり情報の交換とか共有だけでは済まない、もう少し踏み込んだところまで得られるものがあるかと思いますので、もう少し積極的に、前向きに考えていただければなというふうに思います。

ちなみにですが、小豆島町は、例えばふるさと納税とか、ルール変更によって大幅に減少が当初予想されたところ、その減少もせず、今もふるさと納税の寄付金自体すごい伸びてるという実績があったり、世界の持続可能な観光地トップ百選、2年連続で選択されたり、グリーン・デスティネーションズアワードにてシルバーアワードを受賞したりと、むしろ外から見ると、他の団体で実は派遣したいかもなと思ってるような団体もあろうかと感じるんですが、そういった他の団体から受入れをしていただけないかという、こういう要望があった際は、どのような対応になるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 三木議員の再質問にお答えいたします。

派遣研修は、実際の業務を通じて学ぶOJTという手法が取られます。研修職員とはい

え、通常業務に当たることから、限られた人員の中で業務を行っている状況にあつて、貴重な一人の人材として捉えることができます。

現在、J T Bから地域活性化起業人を受け入れておりますが、今後他の自治体や企業から受入れの依頼、相談がありましたら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（谷 康男君） 三木議員。

○9番（三木 卓君） ありがとうございます。

当町もそうだと思うんですけども、なかなか人材的に余裕があつて出せるところまでではないのかなと思いますけれども、やはり知識とか知恵が手に入るとか、実績が出ているところの具体的な内容が知れるっていうのは非常に重要なこと、価値のあることだと思いますので、今後そういった小豆島町にぜひ派遣したいという自治体が出てくることを祈念いたしまして、質問を終了いたします。

---

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、3点について質問をさせていただきます。

1点目は、会計年度任用職員の月例給の4月遡及をということです。

会計年度任用職員は、2020年4月の地方公務員法の改正により導入され、従来の臨時職員や嘱託職員と呼ばれる非常勤職員に代わって設置された非常勤の地方公務員のことで、本町でも、事務職だけでなく、様々な業種に多くの会計年度任用職員が勤務しており、補助的業務を担うと言われていますが、会計年度任用職員の人たちがいなければ業務が遂行できない状況だと言えらると思います。この間、期末手当や勤勉手当など、一定の処遇改善はされてきました。

しかし、会計年度任用職員の月例給の賃上げ分について、県内の自治体では、高松市をはじめ過半数が4月遡及を行っているのに、小豆島町では実施されていません。総務省は、会計年度任用職員の4月遡及のための予算を地方交付税に算入して地方自治体に交付しており、さらに地方自治体には4月遡及を行うよう令和5年11月10日付で通達も出しています。

本町では、なぜ4月遡及をしていないのですか。実施すべきではないでしょうか。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、会計年度任用職員の給与改定の4月遡及についてご質問をいただきました。

会計年度任用職員につきましては、複雑、多様化する行政サービスに対応するため、多岐にわたる職種の職員を雇用し、日々業務に当たっております。行政運営には不可欠な人

材と認識しておるところであり、令和6年度から勤勉手当の支給を開始するなど、処遇改善に努めてきたところでございます。

なお、今回の4月遡及に関しては、担当課長からご説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

まず、4月遡及のための財源を交付税に算入し交付していることについてでございますが、地方交付税、とりわけ普通交付税につきましては、全国一律の基準により算定された財源不足に対して交付されるもので、使途を制限されない一般財源となっており、遡及についても地方自治体の裁量に委ねられております。

次に、4月遡及についてですが、本町では、常勤職員の給与改定が行われた場合、会計年度任用職員の報酬改定は、その翌年度の4月から行っております。これは、会計年度任用職員につきましては、年度ごとの任用となっており、任用時に金額を明示した書面を交付しておりますので、任用期間中の報酬額の変更は行っていないということでございます。逆に言えば、マイナス改定が行われた場合も任用時に明示した金額を保障するという考えで、翌年度からの引下げとしております。

先ほども町長も申し上げましたように、会計年度任用職員の処遇につきましては、令和6年度から勤勉手当の支給を開始するなど改善に努めてきたところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 具体的に、現在の会計年度任用職員の人数と、それからもし4月遡及をした場合の必要な金額っていうのが分かれば教えていただきたい。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） まず、月例給の会計年度任用職員の人数ですけれども、185名でございます。

遡及をした場合の影響額ですが、会計年度任用職員分ですけれども、1,300万円程度になろうかと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 先ほど町長も、町にとって不可欠な人材であるということを言われました。遡及については町の裁量に任されていると、ということは、やろうと思えばできるということですよ、実際やってる自治体もあると。

その不可欠な人材に支えられている、町で働いてる人を本当に大切にするという立場で



その給料をきちんと払うということが働いてる方のモチベーションにもなりますし、人手不足の中だからこそ、国の指示に基づいてきちんと4月遡及をするということを実施していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員さん、地方交付税に算入されているとおっしゃいました。確かに、地方交付税に算入はされております、金額は別として。

ただ、普通交付税というのは、一般的な人口10万人規模の自治体を基本に、それから小さな自治体は規模の係数を掛けたり、そうしながら、標準的な行政を行う場合にどれだけの負担が必要になるかというものを算定して収入との差額を交付してくれると、こういった制度でございます。

鍋谷議員さんおっしゃるように、普通交付税に入ってるから出せと、こういったお話ですと、例えば、我が町で公民館、これは12館ございますけど、その普通交付税の基準でいきますと、1館しか置けません。職員も1人です。そういった普通交付税に入ってるから普通交付税どおりに支給しろと言うんやったら、普通交付税で見てないもんは普通交付税どおりにやらなくていいというものではなくて、それぞれの自治体の判断で必要のように使えということでございますので、先ほど総務課長から申し上げましたように、年度当初に報酬額をお示しして、その1年間はこの報酬ですよということで契約をさせていただいておりますので、当然増えても増額しませんが、マイナスになっても減らしもしないと、1年間安定して支給させていただくと、こういうことで考えております。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、本当に物価高で大変な中で、やっぱり給料を上げるっていうことは大事だと思うんです。公民館の問題とはまた違うと思うんです。

1,300万、これは捻出できない金額なんではないでしょうか。裁量に任されてるということは、できるということなんです。そういうやる方向で検討はできないんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私のほうから、総務省から、では幾ら交付されて、給与改定に伴って幾ら町のほうから必要になったかということをお答え申し上げます。

まず、総務省からいただいた給与改定費、こちらについては、正規職員も合わせまして4,500万円程度ということで令和6年度に頂戴をいたしております。

一方、実際に給与改定等によりまして町のほうで職員の皆様にお支払いした費用、これは5,100万円強でございまして、実際には650万円ほど交付税は不足してございます。この

650万円はどうしたかといいますと、町民の皆様から頂戴しております税金によって補填をさせていただいたということでございます。

先ほど、物価高のご質問も頂戴しましたがけれども、公務員以外にも、住民の皆様、物価高で相当苦しんでおられまして、トータル的に見て、町民の皆様の税金で補填するのであれば、そこはバランスというものが財政の中であるのかなと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと存じます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 公務の仕事をしてる方の給料を上げることで民間も上がるということにはなると思います。実際に実施されている自治体もあるわけで、ぜひ検討をお願いできたらと思います。

次に、2つ目の質問に行きます。町民のオリーブバス運賃割引をということです。

車の運転ができない住民にとって、バスはなくてはならない移動手段です。特にバスの利用が多いのは高齢者、また高校生や子供です。

4月からオリーブバスの運賃が引き上げられ、2か月たちました。年金収入は増えないのにあらゆる物価が上がる中で、300円から500円への運賃引上げで、バス利用者からは、負担が大きいと悲鳴が上がっています。そのことで、バスに乗る回数を減らすことになると思います。

そこで、値上げ後の2か月の乗客数の推移、収支状況等はどうなっているのかお尋ねいたします。

交通弱者の移動の自由を守り、バス路線を維持するためにも、バスの利用促進を図ることが必要です。町民の運賃は割り引く町民割制度の検討、実施を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、町民のオリーブバス運賃割引についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、住民の暮らしや観光客の移動に直結する公共交通は、小豆島の持続性に欠かせないものであり、特に陸上交通の基幹的役割を担うオリーブバスは、何としても守っていかなければならないと考えております。

一方、オリーブバスでは、2024年問題によって運転手を確保することが何より重要な課題となっているほか、原油高騰、車両の老朽化に伴い、年々経費が増えてきており、1億円を超える国、県、2町の負担がなければ運営できない状況でありました。

そこで、2つの大きな課題を克服するためには、早急な経営改善を図る必要があり、本年4月からオリーブバスの運賃改定を行うとともに、運転手の給与ベースアップを行ったところでございます。

運賃改定に当たっては、島民の利用を考慮し、回数券については割引率をアップさせ、定期券についても島外のバス会社と比較し有利な割引率を維持するほか、小豆島中央高校への通学費補助制度については、これまで同様、一月当たり往復5千円以上はかからないよう、超過部分を全額町で補助することといたしました。

これらを含め、自治連合会で運賃改定をご説明し、おおむねご理解をいただきましたが、もっと値上げしてもいいのではないかという意見をいただいております。4月からの運賃改定は必要最低限、また適正な値上げだったと認識しております。

また、議員ご指摘の住民割引制度についても、運賃改定の際に検討を行いました。先進地である群馬県前橋市では、マイナンバーカードとひもづけた交通系ICカードを利用することで住民割引制度を実施しておりますが、システム導入に係る費用が約3億円と伺っており、経営改善が必要なオリーブバスにおいて導入するには現実的ではないという結論に至りました。

最後に、持続可能な公共交通を確立するため、引き続きオリーブバス、小豆2町で検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、オリーブバスの現状につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、オリーブバスの現状について、速報値になりますが、運賃改定後の4月の状況をお答えさせていただきます。

オリーブバスの運賃改定前である令和6年4月の状況ですけれども、乗客数が6万5,817人、運賃収入は1,311万5,351円でございます。運賃改定後の令和7年4月の状況ですけれども、こちら、寒霞溪線と瀬戸芸臨時線を含めた数字になりますが、乗客数は6万6,561人、運送収入2,053万357円と、乗客数は微増、運送収入で約1.5倍の増ということでございます。本年4月からのダイヤ改正あるいは瀬戸内国際芸術祭の開催など、一概に比較することも困難ではございますが、運賃改定後であっても一定の利用をいただけたということから、利用者の方に受け入れていただいた運賃だというふうに認識をさせていただきます。

また、オリーブバスでは、運賃改定に合わせまして、回数券の割引率を約12%に引き上げたほか、通勤定期では4割引、通学定期では6割引、イルカカードを利用したとき

は13%割引きと、他のバス事業者と比べまして割引率を高く設定させていただいておりますので、これらの割引制度を有効に活用していただきまして、引き続きオリーブバスの利用促進を図ってまいりたいと考えてございます。

したがいまして、新たな運賃割引の導入は考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） まだ2か月しかたっていない中で、その内容というのは十分分からないと思うんですけども、実際やっぱり高齢者の方が出かける回数が減るということにつながるんじゃないかと思うんです。買物とか病院はそら行くかもしれませんがね。この町民と島外の方の乗客数というのは、それは分からないですね。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 現在のオリーブバスの乗客数のカウント方法、把握方法であれば、これを分けることは不可能でございます。

ただ、先ほど町長の答弁にもございましたように、いわゆるマイナンバーカードを使って割引をやっているともございます。市民の方を対象とした割引、こういったシステムを導入いたしますと、住民の方あるいは観光客の方、それを分けることは可能ですし、別の運賃を設定するということも可能ではございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、約3億円要するというところでございますので、このお金をどうするんだということと、あとそのシステムにとって一番問題なのが、初期投資は国のほうで一定程度見ていただけるんですが、問題は毎年のランニングコストでございます。このランニングコスト、例えば5千万円かかるとするならば、その5千万円はまた運賃で回収する必要があるございますので、ここらあたりが非常に頭の痛いところでございます。

したがいまして、まずは、いろんな割引制度を導入させていただいておりますので、そこを十分活用いただいて、今後さらなる研究には努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 高齢者の健康維持というか、そういうのも含めて、外出するというのは大事だと思います。

今説明ありましたが、マイナンバーカードは持っていない人もたくさんいます。また、そういう3億もかかるようなシステム導入ではなくもっと簡単にできるような方策はない

のか、そういう検討をぜひお願いして、町民への割引、それができるように検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

3点目の質問に行きます。自衛隊での職場体験学習の中止をとということです。

2023年度、自衛官の採用達成率が過去最低の51%に落ち込み、中途退職者が過去30年で最多となる中、小・中学校で基地、駐屯地見学、職場体験、隊員による講演が行われ、全国で2,626件実施され、コロナ禍前の2019年と比べ約2倍に増えています。

香川県では、見学が50件、講演が54件の計104件で、全国7位と非常に多くなっています。2023年度ゼロだった職場体験学習は、昨年9月11、12日の両日、県内11校の約100名の中学生がサンポートにて海上自衛艦艇に乗船して行われたと聞いています。また、教育委員会を通さず、自衛隊が直接学校訪問し、実施されているということもあると聞いております。

そこで、小豆島中学校の生徒の参加状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

また、国民、町民は、災害支援を行う自衛隊に対して信頼や親しみがありませんが、国際法上、自衛隊は軍隊であり、自衛官は戦闘員とされ、本来の任務は戦闘です。自衛隊法は「身をもって責務の完遂に務め」、「上官の命令に忠実に従わなければならない」と賭命義務、服従義務を定めています。一般の職業や企業と同列に扱うことはできません。

職場体験では、戦車に乘せたり殺傷能力のある武器に触れさせたりしているようですが、国際ルールからして大問題です。日本も批准する子どもの権利条約、武力紛争における児童の関与に関する選択議定書では、18歳未満の者に対し十分な情報提供と敵対行為に直接参加しない措置を求めています。子どもの権利条約重視の立場からも、町教委として自衛隊の職場体験学習等の中止を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から、自衛隊での職場体験学習についてご質問をいただきました。

初めに、小豆島中学校の生徒の参加状況ですが、昨年9月11日及び12日に香川県内で実施されました海上自衛隊艦艇における職場体験学習には、2年生4名が参加したと報告を受けています。これは、職場体験学習において、様々な職場の中で自衛隊での職場体験を希望、選択した生徒が参加したものです。

次に、自衛隊における見学、講話等については、参加の実績はないと聞いております。

一般的に、自衛隊は、国の防衛、災害派遣や人道支援をはじめ、地域社会の安全と安定に寄与する重要な組織であり、その活動は広く国民に信頼されております。生徒たちが自

衛隊の役割や活動を知ることが、共助の担い手として活躍できる人材の育成につながり、社会の様々な職業に対する視野を広げる側面もあると考えております。

とりわけ、職場体験学習は、生徒たちが自らの将来について考える貴重な機会であり、憲法で保障された職業選択の自由にも資するものです。自衛隊をはじめとする公的機関を含め多様な職業に触れることは、進路の可能性を広げるものであり、生徒の健全な成長と自己理解を深める上で非常に重要であると考えています。もちろん、生徒たちが体験する内容については、年齢や発達段階に応じて安全性や精神的な配慮がなされていることと思っております。

以上の点を踏まえ、教育委員会といたしましては、自衛隊による職場体験学習や講話、見学などの教育的活動を一律に否定及び中止するものではなく、有益な学びの機会として適切に活用することが大切であると考えております。今後も、生徒たちの健やかな育成を第一に、学校、保護者、関係機関と十分に連携を取りながら、教育活動の内容と方法について適切に対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ご理解のほどと言われたんですけど、ちょっと理解は難しいんですが、本当に普通の公務員とかと全然違うんです、自衛隊は。

今、自衛隊がどういう状況になってるかということについて、ちょっと長くなりますけれども、紹介をさせていただきます。

2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかなです。安保法制イコール戦争法には、戦闘地域での米軍等への兵たんの拡大、戦乱が続いている地域での治安活動、地球のどこでも米軍を守るための武器使用、集団的自衛権の行使、自衛隊の海外での武力行使を可能にする4つの仕組みが盛り込まれており、アメリカが起こす戦争に、世界中で切れ目なく自衛隊が参戦する道を開くものです。

したがって、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法です。戦争法は、日本が攻撃されていないのに、他国への武力攻撃を武力で排除する集団的自衛権の行使を容認し、無制限の海外での武力行使に道を開くものです。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになります。

また、自公政権が2020年に安保3文書を策定し、その安保3文書は2015年成立の先ほど述べた安保法制、戦争法で可能にした集団的自衛権の行使を実践面で具体化するものであり、5年間で43兆円もの軍事費をつぎ込んで、大軍拡による戦争の危険性が現実のものに

なっています。他国の領土に打ち込む長射程ミサイルの実戦配備が今年度から始まり、高性能のミサイルの開発生産や大型弾薬庫建設も急ピッチで進められています。

今年3月には、自衛隊統合作戦司令部が発足しました。これは、米軍と自衛隊のシームレスな統合のためであり、事実上、陸海空自衛隊を丸ごと米軍の指揮統制下に組み込むものです。

戦争準備の進む中、軍隊である自衛隊への体験は絶対にやめるべきだと考えます。その点、いかがでしょうか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） その点いかがですかと言われても、自己主張された後で、教育委員会がそれについてお答えすることはできません。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 自衛隊っていうのはそういう、今戦争に向けて危険な内容になっているという認識を持っていただきたいし、そういうことを、戦車とかそういうものがカッコいいだけで子供たちが選ぶようなことでは本当に不安が募ると思います。

そういう職場体験学習はやめていただきたいということを再度申し上げまして、質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田です。私、2つ質問させていただきます。

1つ目は、老人クラブ、サロンの会の現状、取り組みはということでございます。

県下で最も高い高齢化率の本町において、人生経験が豊富な高齢者の力は貴重な財産であり、大変多くの財産を有していると言える。高齢者が培った能力や経験を生かしながら、世代を超えて地域の力を結集しなければなりません。

高齢者が老人クラブやサロンの会等で、地域で積極的に様々に活動することで、地域が活性化し、地域を支える大きな力になると期待しているという旨が、実は平成7年度施政方針において語られております。

老人クラブ、サロンの会の現状、取り組み、補助金等はどのようになっているのでしょうか。また、地域を支える仕組みづくりの具体的な計画があれば、説明をお願いをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、老人クラブ、サロンの会の現状と取り組みについ

てご質問をいただきました。

私からは、主に2点目の地域を支える仕組みづくりについてお答えを申し上げます。

少子・高齢化が進む本町におきましては、年齢に関係なく、地域ぐるみで助け合い、支え合いながら、誰もが安心して生き生きと自分らしく暮らせるまちづくりを目指し、町が策定した介護保険事業計画、老人福祉計画に沿って様々な施策に取り組んでいるところでございます。

その中でも、高齢者が集い、健康づくり、生きがいくりに取り組むとともに、日常の見守りなど地域の支え合い活動を積極的に行っている老人クラブやサロンの会は、議員同様、地域を支える仕組みづくりにとって大きな力になると考えており、今後の活動に期待を寄せているところでございます。

さらに、昨年度は、認知症の方やそのご家族をチームで支えていくチームオレンジの立ち上げが実現し、現在3つのチームがそれぞれの拠点となる地域で活動されております。これは、認知症施策としてはもちろんのこと、地域を支える仕組みづくりにとっても大きな前進であります。

今後も、高齢者がこれまでの人生経験や培ってきた能力を生かし元気で活躍できる場所の拡充と、自主的な地域活動を下支えする取り組みを進めてまいりますので、議員におかれましても、地域活動の一担い手としてご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、老人クラブやサロンの会の具体的な現状や補助金等につきましては、担当課長からご説明いたします。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 私からは、老人クラブ、サロンの会の現状、また補助金等についてご説明いたします。

まず、老人クラブについてですが、昨年度末時点でのクラブ数は28クラブ、会員数は1,363名であり、会員の高齢化や定年延長、また世話人の後継者問題等による休会や近隣クラブとの合併によって、クラブ数は年々減少している状況でございます。なお、町からは老人クラブ活動補助金を交付し、活動を継続している単位クラブの支援に取り組んでおります。

一方で、共通の趣味や価値観を持つ仲間が集まり、健康づくりや介護予防、ボランティア活動などを行うサロンの会は増加傾向であり、昨年度は41団体、1,711名の会員が活動されております。町からの補助金としましては、健康づくり、介護予防活動を重点的に行うグループに対する介護予防グループ活動支援事業補助金、また地域の中で見守りや生活



支援などのボランティア活動を行うグループに対する介護予防支援ボランティア組織化事業補助金制度を設け、活動状況に応じて交付している状況でございます。

さらに、専門職や社会福祉協議会とも連携し、オリーブ健康塾やグループリーダーによる情報交換会、地域活動実践研修会を定期的を開催するなど、地域活動の担い手の育成や活動内容の提案にも引き続き取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。

老人クラブの現状が今報告ありましたが、過去12年で3,000人から1,000人に会員が減っております。クラブ数についても、48から22と少なくなっております。まだ減るかも分かりません。

地域における奉仕活動、掃除とか子供の見守り活動等、地区になくてはならない団体であろうかと思っております。会員の皆さんも、もちろん地域のお役に立ちたい、少しでも地域に貢献したいという思いで参加されている方が多いのではないかとと思っております。

2019年からのコロナ禍の影響で希薄になったつながり、絆を取り戻していくためにも、地域に密着した老人クラブは、町役場、社会福祉協議会との連携を強化して、サロンの会、その他団体と地域連携して地域をよくすることができるよう頑張りたいと思っております。

やはり、チームオレンジじゃないですけども、チーム小豆島町でやらないと、全体的な底上げがなかなか難しい。いろんな手段を取って、介護予防とかいろいろやっておりますけれども、やはり地域の横のつながりがきちんとできてこないとなかなか難しいという感じでございます。特に、老人クラブについては、地域に貢献するということで皆さんやっておりますけれども、この頃、最近は、義務化いうんですかね、これをせないかんということになったらちょっと後ろへ引くという風潮になっておりまして、なかなか厳しい面もございます。

町長のお考えはもう重々承知しておるんではございますけれども、地域を支える老人クラブへの支援への思い、また財政的なより一層の支援を検討していただきたいが、どうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員の再質問にお答えいたします。

私も、老人クラブの皆さん方とお話しする機会があったときに、老人クラブは非常に危

機能的状況にあると、新規に入ってくれる方が少ないと、広報紙か何かで町長からも呼びかけてほしいというようなお声をいただいたことがございます。また、同様にサロンにも補助金が出ておることで、どっちかという義務感の少ないサロンのほうに人が流れて、そっちのが楽しいというような方がいらっしゃることも現実的にお聞きしております。

そういったことで、当然ながら私の地元でも老人クラブはどんどん衰退しまして、今は休会しております。恐らく、同じようなケースがほかの地区でも起こっておるということで、何とか老人クラブっていう組織を継続していかなければならないと私自身も思っておりますが、かといって今やってるサロンも、補助金をなくするとかそういったこともできませんので、私のほうから広報紙なりで老人クラブに入りましょうというような働きかけはできるかと思いますが、そっから先は個人の自由もございますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。組織が大事なことは重々承知しております。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 財政的な支援について、どうでしょう。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 財政的な支援につきましては、今年度はもう当初予算で終わっておりますけれども、来年度の当初予算の過程で、またじっくり考えてみたいというふうに思います。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

町長コラムが結構読んで見応えがあるというんですか、老人クラブの分もまたよろしく書いていただきたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 来月書きます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） よろしく申し上げます。続いて、障害者への就労支援はというほうに移らせていただきます。

障害者の方が、どこでどのような人がどういう状態であるかはある程度把握していると思うが、どのような取り組みを個別的にしているのか、できるのか。基本的に、はぐくむ場、くらす場、ふれあう場、はたらく場は全て大切ですが、特に障害者の方の働く場を確保することが重要ですので、町の就労に係る支援、対応はどうしているのかをお伺いをいたします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員から、障害者への就労支援についてのご質問をいただきました。

本町では、令和6年度から3年間の第5期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定しておりまして、基本理念として、はぐくむ場、くらす場、はたらく場、ふれあう場の充実を掲げております。その中で、はたらく場につきましては、就労支援事業所における作業量の確保や働きやすい環境づくり、新規事業所開設への支援に取り組んでおりまして、昨年以降、新たな就労支援事業所が2か所開設いたしました。

また、今年度から、島内企業の労働力確保と障害者の一般就労支援として、短時間で特定業務に限定した働き方、超短時間雇用モデルの実施に向けて、東京大学先端科学技術研究センターや土庄町と共に取り組みを進めているところでございます。

そのほか、就労に関する個別的な取り組みとしては、相談窓口として障害者やそのご家族からの相談に応じ、個々の障害特性やニーズに合わせてハローワークや就職活動の支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と情報共有を行いながら、連携しながら、一般企業への就労または就労系福祉サービスにつながるよう支援しておるところでございます。

しかしながら、障害のある方の就労については、企業やそこで働く従業員、また地域の皆様の障害に対するご理解とご協力が必要であります。障害福祉計画の策定時に行ったアンケート調査では、就労支援に必要なこととして、職場の障害への理解を挙げた方が全体の40.5%と最も多い結果でした。

障害の有無に関わらず、全ての人が住み慣れた小豆島で安心して生活することができるよう、今後も広報紙等を通じて啓発してまいります。議員各位におかれましても、障害に対する理解についての啓発活動にぜひご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） ありがとうございます。はぐくむ場、くらす場、ふれあう場、はたらく場ということで、実は3年前の6月にお聞きしております。この言葉、初めて聞いたのが町長の回答であったかと思います。そのときに、健康づくり課長が、障害者の企業に対する雇用について一層の啓発、理解促進に努めていきたいと考えているところでございますということで、常にこの言葉しか実際はないんやと思います。答えとして、これやというものは恐らくないんだろうと思います。

ただ、やっぱり障害者に対する理解をしていただくということが非常に大事でございま

して、町主催の行事とかいうのに、イベントなんかに、障害者の方に出ていただくとかいろんな形でお店をすとか、いろんな形で出てきてもらうということが第一歩かなと思っています。いっときしよったらしいですが、もうちょっとここんとこ止まっておるとい状況ですので、できれば町のほうから積極的にどうでしょうかというお声をかけていただけたらと思っています。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩とします。再開は1時とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後0時55分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第61号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第62号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）及び日程第5、議案第62号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は1億9,130万5千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費8,538万9千円、民生費1,519万2千円、衛生費180万円、農林水産業費448万円、商工費8,110万2千円、土木費18万6千円、教育費315万6千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第62号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億

9,130万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ131億1,830万5千円とするものでございます。

第2条は地方債の補正であります。

恐れ入ります、5ページの第2表地方債補正をご覧ください。

ため池防災対策特別事業の財源として、限度額を130万円にするものでございます。

本事業につきましては、猪谷の防災対策事業として、取水施設と洪水吐き施設の新設改良を実施するに当たり、財源として緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳としてご説明申し上げます。

初めに、2款総務費、1項7目企画費、8節旅費82万4千円、10節需用費15万7千円、11節役務費1万4千円、12節委託料、説明欄1、未来担い手育成プロジェクト実施業務委託料390万5千円、13節使用料及び賃借料10万5千円、14節工事請負費159万5千円につきましては、大学・地域共創プラットフォーム香川の補助制度を活用し、香川の未来を担う子供たちの体験学習活動を展開する費用を計上したものでございます。

初めに、大学・地域共創プラットフォーム香川についてご説明申し上げます。

本プラットフォームにつきましては、香川大学をはじめとする香川県内の9つの大学、専門学校、香川県商工会議所連合会をはじめとする8つの経済団体、香川県、県内8市9町が参画する団体で、令和4年3月28日に発足いたしました。

当該プラットフォームの目的につきましては、若者の定住を促進し、香川県経済と地域社会を支える人材の育成と活躍を促し、香川県の発展を目指すものでございます。さらに、この目的の実現に向けまして、香川県がプラットフォームに補助金を交付し、当該補助金を活用した助成制度が設けられております。

このたび、プラットフォームの助成制度を活用し、香川大学、小豆島中央高校、香川大学附属高松小学校の教育機関をはじめ、土庄町、宇多津町、小豆島町の自治体、株式会社JTB高松支店、小豆島・瀬戸内エリアマネジメント協会、シナネンモビリティPLUSの民間企業、いわゆる産学官が連携、協働しながら、香川県におけるオーバートーリズム解消に向けた二次交通のあり方と、子供たちの視点による新たな景観づくりにチャレンジするものでございます。

具体的には、小豆島が先行導入しておりますシェアサイクルにつきまして、子供たちがまずは現状を学び、デジタル技術等をさらに活用し、よりよい二次交通のあり方を専門家の知見をいただきながら子供たち自らが探求していく機会を提供するものでございます。また、サイクルステーションに子供たちの発想で案内板の設置を行うことに加え、小豆島の自然美を素朴に楽しむ簡易なデッキを富丘八幡神社に設置し、地域景観の価値を体験的に学ぶ場を創造するものでございます。

なお、財源につきましては、全額が大学地域共創プラットフォーム香川産学官共創チャレンジ支援補助金でございます。

次に、12節委託料、説明欄に、副業型地域活性化起業人委託料873万9千円につきましては、民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウ等を活用し、地域の課題解決を図るために設けられました総務省の地域活性化起業人制度を活用し、副業型の起業人3名を受け入れる費用を計上したものでございます。当初予算では派遣型の起業人1名についてご議決を頂戴しておりますが、さらなる地域課題の解決に向け、副業型の制度を新たに導入しようとするものでございます。

副業型の要件でございますが、勤務日数につきましては月4日以上、受入れ自治体における滞在日数は月1日以上が必要であり、任期は最大で3年となっております。

委託料の内訳でございますが、3名分の報償費が273万9千円、3名分の旅費300万円、起業人が発案、提案する事業に要する3名分の経費が300万円となっており、報償費、旅費、事業経費ともに、1名当たりの上限は100万円でございます。

起業人の具体的な活動内容につきましては、電動モビリティとデジタル技術を活用した二次交通の充実をはじめ、新エネルギーの調査研究、観光コンテンツの開発、伝統文化の磨き上げと次世代継承への取り組み等を予定してございます。

なお、財源につきましては、報償費、旅費は全額が特別交付税で措置され、事業経費は2分の1が特別交付税で措置される制度となっております。

次に、18節負担金補助及び交付金250万円につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、東蒲生自治会が実施する中東蒲生太鼓台改修に対し助成するもので、補助率は10分の10となっております。

次に、14目公共交通対策費、10節需用費5万円、14節工事請負費100万円につきましては、老朽化した清水バス停の更新に係る費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、22目定額減税補足給付金（不足額給付）事業費、1節報酬60万円から18節負担金

補助及び交付金6,050万円につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない社会経済情勢の中で、国民負担を緩和するため、物価高騰対策として、所得税3万円、住民税1万円の定額減税と調整給付が令和6年度に実施されました。この定額減税と調整給付につきましては、所得税額を推計にて行いましたが、令和6年分の所得税が確定したことから、新たに再算定を行い、給付金が不足となった方に定額減税補足給付金を支給するための事務費と給付費を計上したものでございます。

なお、対象者につきましては約2千人、8月以降に給付を開始したいと考えており、財源は全額国庫支出金であります。

次に、3款民生費、1項2目高齢者福祉費、ページをめぐっていただきまして、13ページの一番上、27節繰出金21万6千円につきましては、介護保険のシステム改修費と、次期介護保険事業計画等の策定に向けたニーズ調査費の一部につきまして一般会計から繰り出すもので、財源は一般財源でございます。

次に、8目地域包括ケア推進費、18節負担金補助及び交付金1,497万6千円につきましては、物価高騰により厳しい経営環境にあり、社会保障制度上、物価高騰の価格転嫁が困難な病院、診療所、介護サービス事業所等を支援するための補助金を交付するもので、補助の仕組みにつきましては、エネルギー価格高騰対策として1事業所当たり基礎額5万円を補助することに加え、入院または入所系の事業所にあつては、1ベッド当たり5千円を加算した額を補助いたします。また、食材料価格高騰対策として、食事を提供する入院または入所施設について、1ベッド当たり2千円の3か月分、通所施設については、1定員当たり1千円の3か月分を補助する仕組みを新たに創設し、事業者の負担軽減を図ってまいります。

なお、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、4款衛生費、2項2目塵芥処理費、17節備品購入費180万円につきましては、旧徳本地区最終処分場の延命化を図るため、受入れ可能残量を測量する機器購入の費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

次に、6款農林水産業費、1項5目農地費、12節委託料330万円と18節負担金補助及び交付金1万円につきましては、地方債補正で申し上げたとおり、県の補助制度を活用し、猪谷池の改修に向けた実施設計の費用と必要となる賦課金を計上したもので、財源は県補助金が55%、地元分担金が5%、残りが地方債と一般財源でございます。

次に、9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金117万円につきましては、オリーブ産業のさらなる振興を図るため、県の補助制度を活用し、オリーブオイルの充填機1

台の導入に対し補助するものでございます。

なお、財源は県補助金が3分の1、残りがふるさとづくり基金でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金145万円につきましては、当初予算でご議決を賜りました特定地域づくり事業協同組合の設立に向けまして現在準備を進めておりますが、派遣労働者の給料等を担保するため、組合の財務基盤の確立が必要となっております。

具体的には、一定の財産的基礎を確保しておく必要があり、雇用見込み人数5名に82万円を乗じた410万円を財産的基礎額としてスタートしたいと考えてございます。当初予算では、小豆2町で120万円を計上しておりましたが、不足する290万円のうち、本町負担分の145万円につきまして増額補正をお願いするものであります。

なお、財源につきましては、県補助金が4分の1、残りは一般財源でございます。

次に、3目観光費、18節負担金補助及び交付金、691万2千円は、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業及び地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業を活用し、小豆島観光協会が実施する事業に対し、土庄町と共同で負担するもので、観光庁の補助率は、3分の2と2分の1になってございます。

具体的な事業内容につきましては、観光客流動調査、港への多言語案内看板設置、バス時刻表サイネージ設置、オリーブ公園エンジェルロードでの日々の観光客数変動調査、ハンズフリー型のAI翻訳サービスの導入、石門洞大阪城残石記念公園を活用したワークショップ、モニターツアー、旅行商談会等を予定しておりまして、財源につきましては、ふるさとづくり基金でございます。

また、20節貸付金925万円につきましては、観光協会へ補助金が交付されるまでの資金を確保するため貸付けを実施するもので、財源は返還金でございます。

次に、4目観光施設費、12節委託料2,349万円は、ふるさと村の再整備に向けて、宿泊ゾーンから事業者の公募を開始したいと考えておりますが、事業予定地の民地について、土地鑑定評価を実施することに加え、事業用地面積、境界等を確定させる測量調査業務の委託費を計上したもので、財源は、県補助金が400万円、残りはふるさとづくり基金でございます。

また、24節積立金4千万円につきましては、岬の分教場保存会と小豆島オリーブ公園の持続的発展に向けて、それぞれの基金に対し積立てを実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、ページをめくっていただき、8款土木費、6項4目公園管理費、12節委託料、

18万6千円は、白浜公園の管理をこれまで南蒲野自治会へお願いしておりましたが、高齢化等によりまして撤退したいとの申出があったことから、当該管理を個人の方へお願いし、委託料の額について協議が調いましたことから追加の予算を計上したもので、財源は一般財源でございます。

次に、10款教育費、4項2目幼稚園費、10節需用費83万6千円につきましては、星城幼稚園3歳児クラスのエアコンが故障したことから緊急修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

また、12節委託料59万2千円につきましては、本年度から開始しました星城幼稚園での合同保育に当たり、坂手、苗羽、安田地区の園児を送迎することとなり、走行距離が約2倍になったことから運行委託料の増額をお願いするもので、財源は一般財源であります。

次に、3目小豆島こどもセンター費、10節需用費34万7千円は、小豆島こどもセンターの玄関自動ドアが故障したことから緊急修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

最後に、6項保健体育費、3目海洋センター費、10節需用費8万3千円と17節備品購入費129万8千円につきましては、B＆G財団の熱中症対策支援事業を活用し、内海B＆G海洋センターの体育館とプールにスポットクーラー10台を購入する費用と、救護室の電源を新設する費用を計上したものでございます。

なお、プールに設置予定の救護室につきましては、B＆G財団から現物が支給される予定でございまして、財源は助成金と一般財源でございます。以上、議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○12番（安井信之君） 4款のところの備品購入ですが、次年度にソフトを伴うようなものになってくるのか、その辺お伺いしたいと、というのは、ソフトを終えて高度の測量というふうな形になってくると、いうたら専任の技師が要るような格好になってくると思いますんで、その辺、ある程度光波が使えるというふうな形での物の購入やったら分かるんですが、それを行き過ぎた形やったら、町の仕事自体にそんなん必要なんかいうふうな形にもなってくると思いますので、その辺、お伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 今回の180万円のトータルステーションという光波で測量する機器でございますが、これについて、昨年度、令和6年度、外部に委託しまして測

量しました。それから、今中間処理施設のほうのところは今からかかりますので、今から旧徳本がどれだけ延命するかということで、技師のほうに頻度、年間四回か五回、これを測量しながら、不燃物がどのぐらい入っていくのかということを十分注視しながらやっていきたいということで、予算計上させていただきものでございます。

それから、これを外部に委託しますと、単純で4年間ぐらいで450万円ぐらいの委託料がかかることから、当然建設課の技師の人件費は要りますが、仕事中に測ってもらうため、今現在小豆島町では光波がございません、手間のかかる測量でやっておりますので、簡便に測れるようにこの機器を購入するものでございます。

それから、今安井議員さんのご質問にありましたソフトについても、これは現在のところ考えておりません。この火曜日に一応デモとして測量をして、座標を落として図面に、今小豆島町としてはCADシステムはDynaCADというCADシステムを使っておりますが、それに流し込んでおります。今年入庁した技師の者も取り扱えるという状況になって、図面も起こしてみましたというところで、当然安井議員さんがおっしゃるようなさらなる高度な測量をするためにはソフト、それが今現在180万円の備品の購入上げておりますが、ソフトだけで高度に行きますと300万円とかそういう桁になるんですけれども、現在、今小豆島町で必要な測量としましては、そのソフトなくて、現在の180万円、このトータルステーションの機能で充足できると考えておりますので、来年度も予算上げることは、今のところは考えておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 11ページの清水バス停整備工事ですが、これはどういう形でされるんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

議員も恐らくもう現場は見られてると思いますが、昔のブロック塀造りのバス停がございました。主には星城小学校へ通う子供さんたちが利用されておりましたが、ブロック塀造りということで、老朽化も進んで危険であるということと、一部屋根にアスベストが入っておることが判明いたしまして、直ちにオリーブバスのほうにお願いして撤去していただきました。

午前中の一般質問でもございましたが、オリーブバスの経営状況、非常に厳しいものがございまして、新しいバス停についてはそれぞれの町で整備して順次更新していこうというルールになっておりまして、まずは事業者に見積りを取って、新たなバス停、幅でいい

ますと約3メートルぐらいの幅、奥行きは1メートル弱ぐらいかなと考えておりますが、ただちに予算ご議決いただきますと実際に子供たちが使っておりますし、昨日の雨が降ってありましたら傘を差して待っておいりましたので、ご議決を頂戴したら直ちに見積りを取りまして業者を選定し、一日でも早く完成させたいと考えてございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第62号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第62号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万6千円を追加し、21億3,268万円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）説明書によりご説明いたします。

説明書の22ページ、23ページをお開き願います。

初めに、歳入の補正でございます。

7款繰入金、1項5目1節事務費等繰入金について、一般会計からの繰入金を21万6千円増額するとともに、9款諸収入、2項3目1節雑入について、公益社団法人地域社会振興財団から、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金として300万円を受け入れ、歳出増額分の財源とするものでございます。

次に、24ページ、25ページの歳出の補正についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の12節委託料について11万 6 千円の増額としております。これは、本年 8 月に介護保険法施行令の一部が改正され、施設利用に係る低所得者の利用者負担軽減及び高額介護サービス費の支給要件が見直されることに伴い、これらの改正に対応するため、必要となる電算システムの改修費を補正予算として計上するものでございます。

次の 4 項 1 目事業計画策定費につきましては、来年度の第10期介護保険事業計画、老人福祉計画を策定に先立ち、町内に在住する高齢者の健康状態や生活状況、介護者の実態等を事前に把握するためアンケート調査を実施するもので、会計年度任用職員の人件費や事務費、業者への委託料など調査に要する経費310万円を新規で計上するものでございます。以上で議案第62号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号令和 7 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 6 3 号 小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 6、議案第63号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第63号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、香川県小規模ため池防災対策特別事業補助金交付要綱が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（中川 啓君） 議案第63号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

今回、香川県が、農村地域の防災力の向上を図ることを目的に、香川県小規模ため池防災対策特別事業補助金交付要綱の一部を改正いたしました。そのため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正しようとするものです。

条文中の香川県小規模ため池防災対策特別事業は、貯水量が5千立米未満のいわゆる小規模ため池を対象に、ため池の保全型及び防災型工事を実施するための補助事業です。今回、香川県が災害の未然防止を目的として小規模ため池という枠を取り払い事業を拡充したことに倣い、本条例の「小規模」を削除するものでございます。以上、簡単でございますが、小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号小豆島町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第64号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第64号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第64号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち佐々木孝氏から、辞任したい旨の申出があり、教育委員会において同意されましたので、後任として脊尾公一氏を任命したいと考えております。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 上程議案集の10ページをお願いいたします。

議案第64号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明させていただきます。

先ほど町長から申しあげましたとおり、教育委員会委員佐々木孝氏から、令和7年3月31日をもって委員を辞職したい旨の申出があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき教育委員会の同意を得たことから、令和7年3月31日付にて、佐々木委員は辞職されております。このたび、後任として脊尾公一氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所は香川県小豆郡小豆島町木庄甲284番地1、氏名、脊尾公一、生年月日、昭和53年7月25日でございます。

11ページをお願いいたします。

脊尾公一氏の略歴につきましては、記載のとおりでございます。

任期につきましては、佐々木委員の残任期間となりますので、町長が任命した日から令和10年5月11日までとなります。なお、脊尾氏につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定されております保護者としての任命となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第64号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

日程第8 議案第65号 北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約  
について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第65号北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第65号北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住まい政策課長。

○住まい政策課長（真砂智規君） 議案第65号北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集12ページをお開きください。

提案理由といたしましては、北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約を締結するに当たり、予定価格は5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事のためでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約。

3、契約の金額は7,755万円でございます。

4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田3459番地1の小豆島貨物運輸株式会社代表取締役、田村哲也でございます。

次のページをご覧ください。

工事の概要になります。

1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期ですが、町の指定する日から令和7年10月31日までとしております。

5、工事概要につきましては、補強コンクリートブロック造り2階建ての北条地区改良住宅3棟9戸の解体工事で、工事場所につきましては、次のページの位置図にありますように、池田更新住宅アリビオⅠの東側になります。

6、指名業者は記載の10社です。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号北条地区改良住宅解体工事（B工区）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 請願第1号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、請願第1号「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願は、会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託いたします。

本日委員会に付託しました請願の審査報告は、休憩後の本会議に願います。

暫時休憩します。再開は午後 2 時10分とします。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 2 時05分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 0 請願第 1 号に対する総務建設常任委員会審査報告並びに討論及び採決

○議長（谷 康男君） 日程第10、請願第 1 号に対する総務建設常任委員会審査報告並びに討論及び採決を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 令和 7 年 6 月12日。小豆島町議会議長谷康男殿。
総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、6 月12日に付託された請願について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。令和 7 年 6 月12日。
2. 審査の経過。紹介議員の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1)請願第 1 号「消費税率 5 %への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願書。

不採択と決定した。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

請願第 1 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次、討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。5 番羽田満議員。

○5 番（羽田 満君） 私は、請願第 1 号についての反対の立場で意見を述べさせていただきます。

近年の物価高騰に対して、令和 6 年度中には、納税者やその同一生計の扶養親族に対し、1 人につき 4 万円の定額減税やそれに伴う調整給付、低所得世帯への給付の補正予算

が議会で可決されており、消費税の引下げをせずとも物価高騰への対応が行われています。

消費税は、制度として確立された年金医療、介護、消費者対策といった社会保障費に充てられるものです。また、国から交付される地方消費税交付金は、町の社会福祉施策に活用する貴重な財源となっています。少子・高齢化が進む中、消費税を減税することは、社会保障費の財源の縮小につながるものであり、この財源を活用した行政サービスの低下による町民への影響が考えられることから、請願第1号に反対します。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 今、食料品をはじめ、多くの物価が高騰し、暮らしの悲鳴が上がっています。今回の物価高騰がとりわけ住民生活にとって苦しく深刻になっているのは、長期にわたって経済の停滞と衰退が続いているところに物価高騰が襲いかかっていることによるものです。

こうした状況でも、消費税は、買物をすれば必ず納付する必要があり、かつ税率も一律であるため、低所得者ほどその負担が大きくなり、事業者にとっては、消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税しなければなりません。物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として、消費税率を5%に引き下げる減税は急務だと思います。

消費税の負担割合について見ると、年収900万円以下の世帯までは、所得税より消費税の負担割合のほうが高く、年収に対する税全体の負担率も10%前後で推移し、累進性がありません。つまり、中間所得層も含め最も重い税金は消費税であり、低所得になればなるほど消費税によって暮らしが追い詰められています。年間200万円以下では、所得税の負担率は0.6%、消費税は10倍以上の6.3%になり、年間12万6千円もの負担です。

しかし、その一方で、大企業や富裕層には減税が行われてきました。1989年に消費税が導入され、この37年間で571兆円もの税収に達していますが、片や大企業の法人税や富裕層の所得税などの減税は605兆円にも及んでおり、消費税はこの減収の穴埋めに使われたにすぎません。

応能負担の原則に立ち返り、大企業の法人税をアベノミクス以前の税率に戻し、1億円の壁と呼ばれる富裕層への税優遇を是正すれば15兆円の税収が見込まれ、消費税を5%に引き下げることが可能です。また、社会保障の財源は、消費税で賄わなければならないわけではありません。所得税や法人税などを社会保障に使えば、社会保障を充実することはできます。

政府は、消費税は社会保障の財源だと繰り返し説明してきました。しかし、この説明は、消費税の減税を拒否する口実にすぎません。社会保障の財源は、安定性より公平性を重視し、累進性のある所得税などを充てるべきです。

もともと、消費税は直接税と間接税の比率を見直すために導入されました。この結果、導入以来37年間の消費税収の累計は、先ほども言いましたが571兆円、法人税、所得税、住民税は累計606兆円も減っています。消費税の増税分が穴埋めにされたのです。

自公政権は、消費税を増税する一方、年金や生活保護の削減など、社会保障を改悪してきました。また、医療・介護は、人手不足や経営悪化により危機に瀕しています。大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制をただし、消費税を5%に引き下げる、このことが必要です。

本町でも、多くの町民が900万円以下の世帯です。ぜひ小豆島町議会からの消費税減税の意見書を上げていきたいと思い、私はこの請願に賛成をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立少数です。よって、請願第1号「消費税率5%への引き下げを求める意見書」を政府に送付することを求める請願書は不採択とすることに決定されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11から日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第11から日程第13を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これをもちまして令和7年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員